

【育児休業について】

1. 保護者が育児休業中の場合も利用申し込みできます。ただし、児童の入園月の翌月 1 日までに職場復帰する方に限ります。
2. 職場復帰の予定で利用申し込みをした方は、特別な理由がない限り、その職場に復帰をしなかった場合（又は違う労働条件で復帰した場合）は入園の内定や決定を取り消すことがあります。
3. 育児休業前から入園していた児童については、継続利用の希望ができますが、利用期限は育児休業対象児童が 2 歳となる月の末日までとなります。

【妊娠・出産について】

1. 利用期間は、妊娠中から産後 3 か月目の月末までとなります。
2. 妊娠中の方は、就労の有無に関わらず、親子健康手帳の出産予定日が記載されているページの写し、または妊娠を確認できる書類を必ず提出してください。

【求職について】

1. 保護者が求職活動に専念している場合も利用申し込みできます。ただし、利用できる期間は 3 ヶ月間となり、入園（または退職した翌月）から 4 か月後の 1 日までに就労を開始していただきます。（例：4 月入所なら 7 月 1 日までに就労）
2. 利用終了月までに『就労証明書』の提出等、保育を必要とする理由が証明できない場合は、翌月から退園となります。
3. 同一年度で、求職中を理由とする再利用及び継続はできません。
※やむを得ない理由がある場合を除く。

【就学について】

1. 就学として認められる範囲については、下記のとおりです。
 - ① 学校教育法に規定する学校・専修学校・各種学校
 - ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練・職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練
 - ③ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する認定職業訓練等
 - ④ その他就職に必要な資格取得等のために認める場合。

※ 通信制等による就学については、認められない場合があります。